

参加者の有無を確認する公募手続に係る説明書

1 目的

特定の者と随意契約しようとする本業務について、特定の者以外で以下の応募要件を満たし、本業務の受託を希望する者の有無を確認するため、参加意思確認書の提出を公募により求めるものです。

なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる者が1者の場合には、相手方を特定した随意契約の手続に移行する予定です。

応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合には、当該応募者に対して、指名競争入札を実施する予定です。

2 業務の概要

- (1) 業務名 1歳6か月児・三歳児健診従事者派遣業務（単価契約）
- (2) 業務内容 別紙仕様書（案）のとおり
- (3) 業務目的 幼児健診業務及び新型コロナウイルス保健・衛生対策本部業務の円滑な実施
- (4) 派遣期間 令和3（2021）年4月1日から令和4（2022）年3月25日まで

3 応募要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示120号）に基づき岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載され、役務部門の業種「人材派遣業」業種細区分「人材派遣業」に登録があること。現在、有資格者名簿に登載がない者も参加意思確認書を提出することができるが、第4項に定める期限までに別紙1に掲げる書類を提出し、参加意思確認書の提出と併せて有資格者名簿に登載されている者と同様であることの認定を受けること。
- (3) 参加意思確認書の提出日において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (4) 平成28年4月1日以降、地方公共団体が発注する人材派遣業務（保健師・助産師・看護師）を元請として受注し、派遣期間1か月以上、1日当たり最大15人以上派遣した実績を有すること。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
説明書等の交付	公示日～令和3年3月8日(月)
説明書等に関する質問受付	令和3年2月22日(月)午後3時まで
説明書等に関する質問回答	令和3年3月1日(月)午後5時頃掲載予定
参加意思確認書の提出 (有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けるための書類を含む)	令和3年2月15日(月)～令和3年3月8日(月)まで 各日午前9時から正午、午後1時～午後5時 (土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
指名競争入札実施予定※	令和3年3月中～下旬

※応募要件を満たす者が複数いる場合のみ。指名競争入札を実施する場合には、別途、入札指名通知書をお送りします。

5 説明書等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）からダウンロードすること。

●ホームページアドレス：

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-0-0-0-0-0-0.html>

6 説明書等に関する質問の受付及び回答

(1) 受付方法

電子メールで、メールの件名を「【質問】1歳6か月児・三歳児健診従事者派遣業務（単価契約）」として、岡山市保健所健康づくり課へ提出すること。

●電子メール：kenkou@city.okayama.lg.jp

(2) 回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）へ掲載します。

7 参加意思確認書の提出

(1) 提出書類

参加意思確認書（様式1）、実績証明書（様式2）

(2) 提出方法

持参又は郵送（郵送方法は一般書留又は簡易書留に限り、「1歳6か月児・三歳児健診従事者派遣業務（単価契約）に係る参加意思確認書在中」と朱書きすること）

(3) 提出場所

岡山市保健所健康づくり課

- 8 有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けるための書類
- (1) 提出書類
応募者により提出書類が異なるので、事前に必ず時間的に余裕をもって問い合わせること。
- (2) 提出方法及び場所
7に記載の参加意思確認書と併せて提出すること。

9 その他留意事項

- (1) 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書を無効とします。
- (2) 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書は、返却しません。
- (4) 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用はしません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とするともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止等を行うことがあります。
- (7) 応募要件を満たさないとの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して7日（岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）第1条に規定する市の休日を除く。）以内に、書面により、当課に対し応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められることができるものとします。
- (8) 応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日から起算して10日以内に、書面等により回答するものとします。
- (9) 本手続は、予算その他岡山市の事情により中止する場合があります。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市保健所健康づくり課（岡山市保健福祉会館2階）担当：山下
〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号
電話：(086)803-1271
FAX：(086)803-1758
電子メール：kenkou@city.okayama.lg.jp